令和5年11月
倶知安警察署

速 度 取 締 指 針

倶知安警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道5号	8時～10時、16時～18時	郊外	法定 指定速度(50km/h)
国道230号	10時～12時、14時～16時	郊外	法定 指定速度(50km/h)
国道276号	6時～10時	郊外	法定 指定速度(50km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

倶知安警察署管内の交通事故実態等

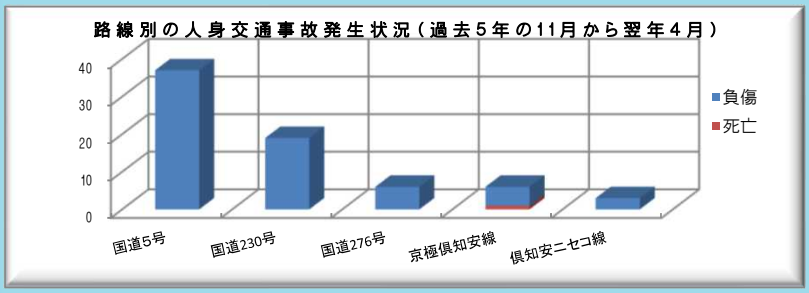

○　過去５年間の11月から翌年４月では、京極倶知安線で交通死亡事故が１件発生しています。
○　過去５年間の11月から翌年４月の人身交通事故発生状況を路線別に比較すると国道５号が最も多く、次いで国道230号、国道276号となっています。

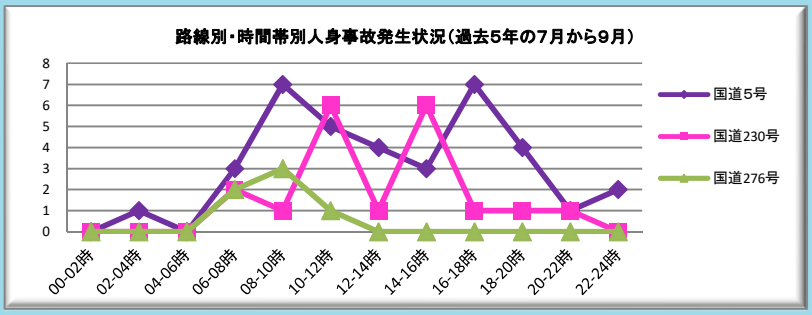

過去５年の人身交通事故を路線別・時間別に見ますと、
・国道５号は、８時～10時、16時～18時
・国道230号は、10時～12時、14時～16時
・国道276号は、６時～10時
に多く発生しています。

＜＜道路交通環境＞＞
◆　国道５号、国道230号は道央圏と道南圏を結ぶ主要幹線道路で、大型車両（観光バス、貨物車等）を含む交通量が多く、重大事故発生の危険性が高い路線です。
◆　国道393号は、小樽から倶知安への抜け道的な要素があり、山間部であることから実勢速度が高く、重大事故の発生が懸念されます。
◆　国道276号は、５号、230号に比べ人身事故の発生は少ないですが同国道と同様に主要幹線道路であり、交通量も多く、重大事故発生の危険性が高い路線です。

～令和5年5月1日から令和5年10月31日までの交通事故発生状況～
倶知安警察署管内では、交通死亡事故が3件発生、人身交通事故は32件発生しています。

その他の交通指導取締りの要点

信号無視や一時停止違反、携帯電話やシートベルト違反などの取締りも強化します。